

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年5月29日

【会社名】 株式会社セイヒョー

【英訳名】 SEIHYO Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 飯塚 周一

【本店の所在の場所】 新潟市北区島見町2434番地10  
(同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 新潟市北区木崎1785番地(管理部)

【電話番号】 025-386-9988(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長 田辺 俊秋

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

当社は、平成29年5月26日開催の第106回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成29年5月26日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

##### 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金4円 総額16,384,584円

(うち、普通配当3円、創業100周年記念配当1円)

剰余金の配当が効力を生ずる日 平成29年5月29日

#### 第2号議案 株式併合の件

当社普通株式10株につき1株の割合で併合する。

株式併合の効力発生日 平成29年9月1日

効力発生日における発行可能株式総数 1,500,000株

#### 第3号議案 定款一部変更の件

発行可能株式総数(第6条)を1,500万株から150万株に変更する。

単元株式数(第8条)を1,000株から100株に変更する。

いずれの定款変更もその効力発生日は平成29年9月1日とする。

#### 第4号議案 取締役6名選任の件

飯塚周一、菅原健司、佐藤敬司、田辺俊秋、村山栄一、松原紘を取締役に選任する。

#### 第5号議案 社外役員報酬の年間報酬限度額改定の件

取締役の年間報酬限度額を48,000千円以内(うち社外取締役年間報酬限度額3,600千円以内)、監査役の年間報酬限度額を12,000千円以内と改定する。なお、社外取締役報酬限度額の改定は平成27年5月27日から、社外監査役報酬限度額の改定は平成24年5月25日から、それぞれ遡及して適用する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%) (注)4
第1号議案 剰余金処分の件	2,761	7	0	(注)1	可決 96.03
第2号議案 株式併合の件	2,755	13	0	(注)2	可決 95.83
第3号議案 定款一部変更の件	2,756	12	0	(注)2	可決 95.86
第4号議案 取締役6名選任の件					
飯塚 周一	2,760	8	0		可決 96.00
菅原 健司	2,760	8	0		可決 96.00
佐藤 敬司	2,759	9	0	(注)3	可決 95.97
田辺 俊秋	2,757	11	0		可決 95.90
村山 栄一	2,758	10	0		可決 95.93
松原 紘	2,756	12	0		可決 95.86
第5号議案 社外役員報酬の年間 報酬限度額改定の件	2,750	18	0	(注)1	可決 95.65

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の過半数の賛成による。  
 4. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。  
 本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上